

年少勞働法規

勞働省婦人少年局  
年少勞働課編

勞働基準法中  
年少者關係解釋例規

附錄 各國少年勞働者保護規定一覽表

發行所

東洋書館

237



## 序

一、世界中のいずれの國でも労働者保護法は、まず、年少者の保護から始まっています。心身共に发育の途上にある年少者の圓滿な完成特に教育、健康、福祉をはかるためには、成年労働者よりもはるかにゆきとどいた規定を作るのが普通です。

わが國労働者保護法の歴史も世界各國と同様、年少者の保護に始まっています。即ち、わが國最初の体系的な保護立法である工場法も工場災厄の防止及び救済についての規定を除けば、年少者及び女子の保護規定が中心になつていゝと言つてさしつかへはないでせう。

労働基準法でも特に第六章をさいて年少者の保護に力を入れています。年少者についての保護規定がこまかいだけにその解釈にも念を入れなければなりません。ところが、年少者の保護規定は一般労働者の特例であり、且つ複雑なだけに、われわれの頭の中に完全に消化されていないこともありがちです。

二、この本は昨年九月労働基準法が施行されてから、滿一年をすぎ大よそな解釈も出つくした今日各方面からの年少者関係のまゝまつた解釈例規がでることを望む声にも答えるために刊行することにし

ました。

従つてこの本は主として年少者に關する労働基準法中第六章關係及び女子年少者労働基準規則を中心とし現在までに出版された、それらについての解釈例規・通達類及び關係各法規を労働基準法の條文毎に整理し、「見出し」をつけて解釈例規と關係條文をすぐくらべて見られるようにして、年少者保護規定の綜合的かつ有機的な解釈と運営とに役に立つようにと苦心しました。

なお、この本の編集と執筆には、労働省婦人少年局年少労働課員、河野直輔、桑原敏一両氏が当りました。

昭和二十二年十月

山 川 菊 榮

# 目次

|    |                                                                      |    |
|----|----------------------------------------------------------------------|----|
| 一  | 法第五十六條（最低年齢）關係……………                                                  | 三  |
| 1  | 本年四月末日で満十四歳未満の義務教育課程終了者にして<br>現在就労中の児童の取扱について（三・五七通牒）……………           | 三  |
| 2  | 就業許可の手續と義務教育との關係（二・五七通牒）……………                                        | 四  |
| 3  | 義務教育終了した満十三歳の者と法第八條一號乃至五號との關係（三・八五通牒）……………                           | 五  |
| 4  | 法第八條第一號乃至第五號と法第五十六條第二項との關係（三・三二通牒）……………                              | 六  |
| 5  | 就業許可申請書記載欄中親補者の意義に就て（三・三二通牒）……………                                    | 七  |
| 6  | 就業許可申請書、使用許可證明書の記載欄中「休暇時なるか否か」と<br>「非就業時期か否か」の意味について（二・三三・三〇通牒）…………… | 八  |
| 7  | 就業許可申請書用紙の交付（三・二二通牒）……………                                            | 九  |
| 8  | 就業許可申請書の記載及提出（三・二二・二二・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇通牒）……………                   | 一〇 |
| 9  | 就業許可にあつて（右同）……………                                                    | 一一 |
| 10 | 臨時使用許可證明書の様式について（二・一〇・一〇・一〇・一〇通牒）……………                               | 一二 |

11 使用許可證明書発行後の處置(三・二・二通條)……………四

12 使用許可の取消又は一時停止(三・二・二、二・四・三、三・六・二通條)……………四

二 法第五十七條(年少者の證明書) 關係……………六

1 年令を證明する戸籍證明書の意味(三・二・二通條)……………六

2 外地引揚着中外地に本籍を有するものの年令證明書について(三・七・二通條)……………六

3 寄留地の市町村長の発行する年令證明書と法第百十一條(三・七・二通條)……………七

4 年令を證明する戸籍證明書の提出方法(三・二・二通條)……………六

5 外地引揚着者に対する義務教育終了證明書の提出特別(三・四・二通條)……………六

三 法第六十條(年少者の勞働時間及休日) 關係……………九

1 法第六十條第三項の「他の日」の意味(三・二・二通條)……………九

2 新聞配達をする就学児童は休日勞働が出来るか(三・五・五通條)……………三〇

3 法第三十三條第三項の「その他の公務員」の意味(三・六・二通條)……………三〇

4 公務員である年少者は時間外勞働、休日勞働、深夜業が出来るか(三・五・四通條)……………三二

5 年少者は日直勤務が出来るか(三・六・二通條)……………三二

6 年少者の休日振替(三・四・二九通條)……………三三

7 修学兒童の休日概算は修学日でもよいか(三・七・二通牒)……………三

8 満十六歳以上満十八未満の機関車乗務員の労務時間(三・四・二通牒)……………三

四 法第六十二條(深夜業) 關係……………三

1 新聞配達をする就学兒童は夏季に於ても深夜業は出来るか(二・二・二通牒)……………五

2 製糸工場に於ける乾繭の業務は深夜業が出来ぬか(三・二・二通牒)……………五

3 國鐵に於ける満十六歳以上の男子の三交替制について(三・二・二通牒)……………六

4 法第五十六條第二項但書により使用する兒童は

第六十二條第五項の適用ありや(三・七・二通牒)……………七

5 公務員である年少者の深夜業は許可があるか(三・七・五通牒)……………六

6 國鐵乗務員の乗務割制の勤務は交替制なりや(三・七・五通牒)……………六

7 法第六十三條第四項中電話の事業の解釈について(三・七・五、三・七・二通牒)……………六

8 年少者は指直勤務は出来るか(三・七・二通牒)……………六

9 法第六十二條第三項の交替制労務による年少者の

三十分の深夜業の割増資金(三・四・五通牒)……………四

10 法第四十一條と法第六十二條との關係(三・四・五通牒)……………四

11 國鐵の女子電信手と深夜業(三・五・二通條)……………四二

五 法第六十二條(危險有害業務の就業制限)關係……………四二

1 女子年少者勞働基準規則第十三條第一號關係の無業(三・六・二通條)……………四二

2 第二號……………四三

3 第三號……………四四

4 第四號……………四五

5 第五號……………四六

6 第六號……………四七

7 第七號……………四八

8 第八號……………四九

9 第九號……………五〇

10 第十號……………五一

11 第十一號……………五二

12 第十二號……………五三

13 第十三號……………五四

14 女子年少者勞働基準規則第十三條第十四號關係の解釋 (三・六・二〇通牒) …………… 九

15 第十五號 ( ) …………… 九

16 第十六號 (一) …………… 五

17 第十六號 (二) (三・五・二八通牒) …………… 五

18 第十七號 (三・六・二〇通牒) …………… 五

19 第十八號 ( ) …………… 五

20 第十九號 ( ) …………… 五

21 第二十號 ( ) …………… 五

22 第二十一號 ( ) …………… 五

23 第二十二號 ( ) …………… 五

24 第二十三號 ( ) …………… 五

25 第二十四號 (一) …………… 五

26 第二十四號 (二) …………… 五

27 第二十四號 (三) (三・六・二五通牒) …………… 五

28 第二十四號 (四) (三・八・六通牒) …………… 五

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |                                              |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----------------------------------------------|
| 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29                                           |
| ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇  | ◇                                            |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 女子年少者勞働基準規則第十三條第二十四號關係の(五)解釈(三・六・六通牒)……………六二 |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十五號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (三・六・二)通牒)……………六一                            |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十六號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇(三・二・九通牒)……………六二                         |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十六號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇(三・四・六通牒)……………六二                         |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十六號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (三)◇(三・六・二)通牒)……………六三                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十七號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇(三・二・九通牒)……………六四                         |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十七號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇(三・六・二)通牒)……………六四                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十八號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六五                                  |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第二十九號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六五                                  |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第三十號                                         |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六六                                  |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第三十一號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六六                                  |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第三十二號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六七                                  |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第三十三號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六七                                  |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第三十四號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六八                                  |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 第三十五號                                        |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | (一)◇……………六八                                  |

|    |                                                                                                |   |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 44 | 女子年少者労働基準規則第十三條第三十六號關係の解釈(三六・二通牒)……………                                                         | 六 |
| 45 | 第三十八號……………(二八・二通牒)……………                                                                        | 六 |
| 46 | 第三十九號……………(二八・二通牒)……………                                                                        | 七 |
| 47 | 第四十號……………(二八・二通牒)……………                                                                         | 七 |
| 48 | サーカス團に於いて上演される職業又は技藝種目に關する<br>女子年少者労働基準規則第十三條の適用について(三六・二通牒)……………                              | 三 |
| 49 | サーカス團に於いて上演される綱渡り、集團をもつて表現する<br>ピラミッド曲藝は女子年少者労働基準規則第十五條第一項の<br>「曲馬又は輕わざを行ふ業務」に入るか(三六・二通牒)…………… | 五 |
| 50 | サーカス團に於いて上演される綱渡り、集團をもつて表現するピラミッド曲藝<br>に使用を認められる満十五歳未満の児童の就業許可申請手續(二八・二通牒)……………                | 六 |
| 51 | 女子年少者労働基準規則第十三條第四十一號の解釈(二六・二通牒)……………                                                           | 七 |
| 52 | 第四十二號の解釈……………                                                                                  | 七 |
| 53 | 第四十三號(一)……………                                                                                  | 七 |
| 54 | 第四十三號(二)……………(二八・二通牒)……………                                                                     | 六 |
| 55 | 第四十四號……………(二八・二通牒)……………                                                                        | 六 |

56 女子年少者労働基準規則第十三條第四十五號の解釈(三・六・二通牒)……………七九

57 第四十六號……………七九

58 第四十七號……………八〇

59 第四十八號……………八〇

60 第四十九號……………八一

61 第五十號……………八一

62 第五十二號……………八二

63 第五十三號……………八二

64 第五十四號……………八二

65 第五十六號……………八二

66 危険有害業務就業制限に伴う配置轉換の實施について(三・四・一〇通牒)……………八三

## 六 法第六十七條(生理休暇) 關係……………九一

1 生理休暇賃金、生理休暇と年次有給休暇の基礎となる……………九一

出勤日數との關係(三・六・二通牒)……………九一

2 生理休暇日數を就業規則で限定することは違法か、生理による就業困難の安否責任は労働者にあるか(三・五・五通牒)……………九二

七 勞働基準法中年少者に關する規定の適用期日について（三・三・五追條）……………五

八 法第六十三條關係（追條）……………五

1 女子年少者勞働基準規則第十三條第三十七號の解釋（三・二・二通關）……………六

2 第五十一號（ ）……………六

△目次終▽



一 法第五十六條（最低年令）

満十五歳に満たない児童は労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業にかゝる職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二歳以上の児童を、その者の修業時間以外に使用することが出来る。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二歳に満たない児童についても同様である。

女子年少労働者保護規則（第一條）

第五十六條第一項但書の規定による義務教育の課程は、学校教育法第九十六條の規定による課程とする。但し、昭和二十一年度以前の国民学校修了者にあつては、国民学校令による国民学校初

1問

法第五十六條第一項但書に該当しない本年四月末日を以て満十四歳に満たない義務教育の課程を修了せる現に就労中の児童は、法第八條第一號乃至第五號の事業にあつては、延予期間満了の四月末日限り一齊解雇せねばならぬと思はれるが、本縣内に於ては相當の該當者があり關係使用者よりも事業經營上より斷續使用の要請の次第もあるので取扱について、至急何分の御例示を乞願する。

答

一 本年四月末十四歳未満の児童は法第八條第一號乃至第五號の事業にあつては猶予期間満了の四月末限り使用出来ない。

二 前記児童が満十四歳に達する期間が短い場合で、その期間中使用者から休業手当を支給した上休業せしめる様な場合は違反として取扱われない。

三 前期の児童が満十四歳に達する期間が相當長い場合は、使用者としてその配置轉換につき關係公共職業安定所と聯絡せしめるよう指導されたい。

等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程とする。

学校教育法（第三十九條第一項）

保護者は子女が小学校の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終りまで、これを中学校又は盲学校、聾学校、若しくは養護学校に就学させる義務を負う。

学校教育法 第九十六條

第三十九條第一項に規定する保護者の義務は、昭和二十二年までにおいて、子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとする。

当分の間昭和二十二年まで以降における、第三十九條第一項に規定する保護者の義務に関しては、勅令で、これを定める。

政令第七十九號第一條

学校教育法第三十九條第一項に規定する保護者の義務は昭和二十三年までにおいては、子女の満十四歳に達した日の属する学年の終りまでとする。

法第八條（適用事業の範囲）

（昭二三・五・七 基收一五五二號 労働者労働基準局長より臨時労働基準局長宛）

2問 学校教育法に於ては昭和二十二年三月小学校を卒業したものは下級中学就学の義務があるが、女子年少労働基準規則第一條但書によれば、その義務がないように考へられるが

解釈如何。その義務がないとすれば満十四歳以下の者で義務教育をうけたものが当分の間（今後二年間）あることとなるがその取扱如何就業許可の手続と義務教育の課程終了者との関係は次の通りである。

（一）昭和二十一年度以前に国民学校令による国民学校初等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程を終了した満十四歳以上満十五歳未満の者は労働基準法第五十三條第一項但書の適用があるから就業許可の手続は要しない。

（二）但し（一）に該当する者のうち、昭和二十二年現在新制中学一年在学中の満十五歳未満の者は、学校教育法の規定により

この法律は、左の各號の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人について適用しない。

一 物の製造、改造、加工、修理、清洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の製造の事業（電氣、ガス又は各種動力の發生、變更、若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。）

二 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊、解体又はその準備の事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶、又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

五 船きよ、搬卸、岩壁、波止場、停車場、又は倉庫における貨物の取扱の事業

六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の

義務教育の課程中の者であるから、この者が就業しようとするときは、就業許可の手續を要する。

（三）滿十四歳未満の年少者は労働基準法第五十六條第二項の規定により義務教育の課程を終えた与否とに拘はらず當然に就業許可の手續を要する。

（昭二三・五・七 基收一五五〇號、労働省労働基準局長より愛知労働基準局長宛）

### 3問

昭和二十一年度義務教育終了者は学校教育法の學籍に依れば昭和九年四月二日より昭和十一年四月一日までの者となつており、従つて昭和十年四月一日生れを以ての者は滿十二歳にして昭和二十二年三月に於て滿十四歳の者と同時に卒業致して居り、滿十四歳の者は學校長の卒業證明書があれば普通、作業が出来ることが滿十三歳の者に於いては同時に卒業しても年令が満たないために、使用許可を受け法第八條第六號乃至第十七號の該當事業場に七時間勤務を致すべきと解せられるが、現在訪

事業

七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

八 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

十 映画の製作又は映寫、演劇その他興業の事業

十一 郵便、電信又は電話の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯樂場の事業

十五 焼却、清掃又は、と殺の事業

十六 前各號に該当しない官公署

十七 その他命令で定める事業又は事業又は事務

續工場等に於いては之等の該当者の、輕易な

作業場で勤務して居り、之を職場轉換させる

にも適當な所もなく就職難に來す結果となる

においては、昭和二十一年卒業生にして満

十三歳の者は法第八條第六號乃至第十七號ま

での該當事業場外に於いても例えは生産工場

の營業所、事務所の給仕等輕易と見做す事の

出來得る作業なれば同一事業場に於いて作業

場轉換をなし、七時間勤務をなすことは、主

4問

第八條第一號乃至第五號の事業に係る業務

で児童の健康福祉に有害でなく且つ輕易勞働たる、たとえば事務所に對しては法第五十六

答

満十三歳の者はたとえ義務教育を終了して

いても、勞働基準法第八條第六號乃至第十七

號の事業関係職業以外に勞働としてはならない。なおこの種の事例については、昭和二三

年五月七日基收一五五二號を参照のこと。

(昭二三・八・五 基收二七四九號、労働省労働基準局長より答復労働基準局長宛)

條第二項は適用されないか。

答 法第八條に謂う事業とは、工場、鑛山、事業所、店舗の如く一定の場所において組織する組織のもとに業として継続的に行われる作業の一体をいうのであつて、必ずしも所謂経営上一体をなす支店、工場等を綜合した全事業を指称するものではない。従つて一の独立の事業であるか否かは主として場所的觀念によつて決定すべきものである。

故に第八條第一號乃至第五號の事業に係る業務でも本社と現場とわかれてゐる場合本社の事務所における労使が児童の健康福祉に有害でなく且つ輕易であれば法第五十六條第二項が適用される。

（昭二三・三・三一 基發五一一號 労働省労働基準局長より郵政内務省労働基準局長宛）

#### 5問

日本国憲法施行に伴う民法の應急的措置に関する法律第六條第一項の規定により親権は父母が共同してこれを行使することになつてゐるので、慰養許可申請書中親権者の記載欄には

#### 女子年少者労働基準規則（第三條）

滿十五歳に滿たない児童が就業しようとする者（滿十四歳以上で義務教育の課程を終了した者と除く。）は、法第五十六條第二項の規定により、勞

労働基準監督署から様式第一號の就業許可申請書用紙の交付を受け、必要事項を記載の上、学校長及び親権者又は後見人の署名を受け、使用者たるべき者と連名で、その年令を証明する戸籍證明書を添えて、親権者又は後見人の立合のもとに、これをその住所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の就業許可申請書の作成にあつては、使用者たるべき者、学校長及び親権者又は後見人はそれら必要の事項を記入しなければならない。

日本国憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律（第六條第一項）

親権は父母が共同してこれを行う。

父母両方の記載が必要であり、又父母両方が監督署に立会の提出を要するものと解して差支えないか。又は手続上父母一方のみにて差支えないか。

答イ、女子年少者労働基準規則第三條の就業許可申請書中親権者記載欄には日本国憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律第六條第一項の規定により父母両方の署名捺印が必要である。但し夫が未償員の場合とか離婚による指定親権者である場合、又は一方が親権喪失者である場合等所謂父母の一方が親権を行うことができない場合はこの限でない。

ロ、右申請書の提出に際し父母両方が監督署に出頭することは必ずしも必要でなく、一方が他方を代理し出頭したと認められる場合は、その一方の出頭だけでよい。

（昭二二・一二・一〇 労働六九號 労働労働省  
基準局長、労働省婦人少年局長より新労働基準  
局長宛）

児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、  
附録の就業許可申請書について、児童の就業を許  
可する場合は様式第二號の使用許可證明書を使用者  
たるべき者に交付すると共に、児童にその旨を應  
知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書に  
その事由を記入して、その年令を證明する戸籍證  
明書を添えて、児童に返還すると共に、その旨を  
使用者たるべき者に通知しなければならない。

労働基準監督署長は、前項の使用許可證明書に、  
法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五  
十七條第二項の規定による学校長の證明書並びに  
親権者又は後見人の同意書の内容を記載しなければ  
ならない。

記載欄中の「休暇時なるか否か」と様式第二  
號使用者及び労働条件欄中の「非就学期か否  
か」とは同意義に解して支えないか。

答 女子年少者規則第三條に規定する就業許可  
申請書中の「使用の期間」欄の「休暇時なるか  
否か」と規則第四條に規定する様式第二號の  
使用許可證明書の「使用期間」欄の「非就学  
時期か否か」とは、原則として同意義と解し  
て支えないが、前者は一例として例えは春  
期休暇、夏季休暇、冬期休暇等主として長期の  
休暇中使用するか否かを抽象的に記載する場  
合のあることを豫想したのであるが、後者は  
監督官の職務調査事項として右長期休暇中か  
否かとは勿論、個々の学校休日にあたる日  
ではないか等を具体的に調査の上なるべく詳  
細に記載する趣旨から例示したものである。

（昭二二・一二・一〇 勞働六九號 労働省労働  
基準局長、労働省婦人少年局長より新潟労働基準  
局長宛）

(一) 本省配付の用紙が不足するときは所定の  
様式によつて便宜作成して交付すること。

(三三・一一・一一 附發一號 次官通牒)

(二) 住所地に監督署のない場合は、最寄の監督  
署に郵便で就業許可申請書の用紙を請求する  
よう指導すること。(右 同)

8

就業許可申請書の記載及提出

(一) 原則として年少者、年少者の使用者たる  
べき者、学校長、親権者又は後見人の順序で  
これを行うよう指導すること。

(三三・四・三〇 三局通牒)

(二) 使用者記載欄は年少者の就労とする職  
業の内容を明確にするため特に注意を払うべく詳細  
に記入するよう指導すること。

(右 同)

(三) 就学に差し支えるか否かについては学  
校擔任教師に充分協議の上慎重に判断された  
ことなる。

(三三・一一・一一 次官通牒)

(四) 就業許可申請書は児童から一通提出させ  
ること。

なお、本取扱は施行規則第五十九條の例外である。

〔昭二三・八・二〇 婦發二一七號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より都道府県労働基準局長宛〕

## 9 就業許可にあつて

(一) 児童の心身の状況を直接調査した上で決定すること。  
(昭二三・二一・二一 通牒)

(二) 健康その他心身の状況又は就学上の支障の有無等を原則として直接年少者から聞くの外、年少者の年齢が正確であるかどうかを確かめ又監督官に出頭した親権者又は役見人からも年少者の心身の特性その他環境の状況を具体的に聞く等その特殊性に即應するよう充分考慮すること。  
(昭二三・四・三〇、三 労働省)

(三) 児童福祉法の規定に違反する事のない様充分注意すること。  
(昭二二・一一・一 一次官通牒)

(四) 児童の教育上の要求に基づいて充分考慮すること、殊に就業した後、学級長よりの要求があつた場合、速かに実情を調査した上で適

当な措置を講ぜられたいと。 (三・一一・

一、次官通牒)

(五) 就学児童の就業については都道府県労働基準局長又は最寄りの労務基準監督署長と連絡をとり、この制度運用について充分認識及び協力を與えられるよう学校当局に徹底すること。 (二一・一一・一、次官通牒)

(六) 就業が許可された場合その旨を児童に通知するときは、同時に申請書に添付されている年令證明書を返還することとし、就業許可申請書には、許可した旨或は関係者と打ち合せの上條件を更正して許可した場合、その條件を欄外に記入して監督署に保管し、別に使用許可證明書の寫を一通作成して所轄労務基準局に送付するものとする。

但しその部属、送付する必要はなく一ヶ月分をまとめて翌月十日までに送付すること。

なお、本取扱は施行規則第五十九條の例外である。 (二二・八・二、通牒)

(七) 許可を與えない場合には申請書を見直し返

女子年少者労働基準規則（第五條）

第三條及び第四條の規定にかゝらず、児童及び親権者又は後見人自ら出頭しがたい事情のあるときは、児童の住居地を管轄する労働基準監督署長は、臨時使用許可證明書を交付することが出来る。

前項の規定により臨時使用許可證明書を交付した場合、児童の住居地を管轄する労働基準監督署長は、実情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可證明書となすことができる。

還すると共に申請書の寫一通を作成して監督署に保存しておくものとする。

なお、たまたま不許可の原因が明白なもののついで、初めから不受領の取扱ひをしてゐる向もあるが、證明書制度実施の状況を把握し、將來の施策に資する見地から今後は一應正規に受理した上、處理するよう取扱われたこと。（二三・八・二〇通牒）

（八）許可の可否の決定は迅速に行うこと。

（二二・一一・一一次省通牒）

10問

女子年少者労働基準規則第五條の臨時使用許可證明書の様式が制定されていないが様式第二號の使用許可證明書に準じて處理してよろしいか。

答 第五條の臨時使用許可證明書の様式は様式第二號の許可書の右側に「臨時」の印を押なうして處理せられたい。

（昭二三・一二・一〇 総務省令 労働省労働

基準局長、労働省婦人少年局長より新潟労働基準局長宛）

女子及少年労働基準規則（第八條）

使用許可證明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを発見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に対し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならぬ。

11 臨時使用許可證明書発行後の處置

臨時使用許可證明書発行のあと右證明書を取り消すか否か、又は正規の使用許可證明書にするかを決定するための実情調査については特に留意の上速かに決定するよう取計らふこと。

（三・一・一）一次官通則

12 使用許可の取消又は一時停止

（一） 正規又は臨時の使用許可證明書の許可を取消す場合、情況の判断について疑義があるときは速かに本省婦人少年局長及び労働基準局長にそれら連絡をとり等の措置を講ずること。（三・一・一）一次官通則

（二） 許可の取消しをなすに当つては当該處分を行うことに重点を置く事なく、先づ年少者の教育、健康、福祉に有害な要素を取り除く為使用者を指導するとともに必要に應じ使用の一時停止處分を行い最後に許可の取り消しを行う様にする事。（三・四・三〇）二府通則

（三） 就業している児童については校長は常にその心身の狀態に留意して就業が有害である

と認めたる場合は勞働基準監督署長に連絡を取る様にされたい。(三・一一・一一(次官通牒))

(四) 兒童の住所地在管轄する監督署の事業場を管轄する監督署と異なる場合には許可を與えるときは勿論、許可した後において使用を一時停止せるとき又は許可の取消を行うときにも相互に充分連絡をとるようになすこと。

(三・一一・一一(次官通牒))

(五) 使用許可の一時停止又は取消の場合監督署はその保管中の申請等の個外にその旨を記載すると共に、一ヶ月分を一括して翌月十日までに所轄の勞働基準局に報告すること。

(三・八・二〇通牒)

(六) 特に規則第八條の発動にあつては住所地在を管轄する勞働基準監督署長が許可の取消しを行うときは豫め事業場を管轄する勞働基準監督署長と連絡の上これを行い、又事業場を管轄する勞働基準監督署長は兒童の就業がその健康及び福祉に有害であると認めるときは使用者に対し兒童の使用を一時停止させた

## 二 法第五十七條（年少者の證明書）

使用者は、満十八歳に満たない者については、その年令を證明する戸籍證明書を、事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修学に差し支えないことを證明する学校長の證明書、及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

### 女子年少者労働基準規則 第二條

満十八歳に満たない者を使用する使用者は、法第五十七條第一項の規定により、その年令を證明する戸籍證明書を、その者から提供を受けて事業場に備え付けなければならない。

前項の證明書は、使用者が満十八歳に満たない者の使用をやめるに至つた場合は、遅滞なく、これをその者に返還しなければならない。

上で住所地在管轄する労務基準監督署長に連絡して取消を求める等の措置を講ずること。

（三三・一一・一一 次官通達）

1 問 年令を證明する戸籍證明書は戸籍謄本又は抄本のことであるか。

答 年令證明書は戸籍謄本又は抄本である必要はないが、年少者の姓名、生年月日、出生地及び両親の姓名を記載して役場の證明をうけること。（昭二・一一・一一 婦發二號 労働

次官より播磨府縣労働基準局長宛）

2 問 法第五十七條により年少者の年令證明書を事業場に備え付けねばならないが、外地（樺太）よりの引揚者中外地（樺太）に本籍を有していた者の年令證明書は新に戸籍を設ける迄の相当長期間は内地各市町村長が證明するものが出来ないで、引揚證明書或は親権者、後見人の申告に基づいて、證明を行い、之を以て年令を證明する戸籍證明書に代えることが出来るか。

答 貴見の通り取扱つて差支ないが、労務基準

監督署長において年少者の年令について認定書を発行し、これを事業場に備え付けさせるべき。

なお嘗て外地において交付せられた戸籍原本同抄本又は戸籍記載事項の證明等がある場合にはこれをも参照し正確なきを期せられたい。なお右取扱いは便宜の措置であるから、内地に轉籍した場合に速かに法の定める年令證明書を備え付けさせなければならぬ。

(昭二三・七・二六 奏發一〇六九號 労働者労働基準法より北海道労働基準局長宛)

### 3. 問

年令證明は法第百十一條により無料で證明されることになつてゐるが同條の「その戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者」には寄留地の市町村長が含まれるものと解するが如何。

管内室知事敏志町においては、同町に本籍を有する者に限り無料で證明書を交付しているが、寄留者については、證明一件につき金五円也の手数料を徴収しているが之は違法と

云い得るか。

答 寄留地の市町村長は戸籍に關するいかなる證明書をも發行し得ないのであるから法第百十一條の「戸籍事務を掌る者又はその代理者」には含まれない。徴収は寄留證明についての手数料と解されるが寄留地の記載事項の證明については無料證明制度はないのであるから手数料徴収は違法ではない。(昭二三・七・二六通牒)

#### 4問

規則第二條の戸籍證明書は本人自ら提出するか町会社が代行して差支えないか。

答 年令證明書は年少者が使用者に提出するものが本旨であるが現在就業中の年少者については、使用者が便宜設備について交付を受けることを妨げる趣旨ではないこと。

(昭二二・一一・一 基発三三労働次官より都道府県労働基準局長宛)

#### 5

外地引揚者に対する女子年少者労働基準規則第九條の規定の適用特例について

滿洲その他より引揚げた年少者等で女子年少

女子年少者労働基準規則 第九條

滿十五歳未満滿十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者は、その者の年令を

證明する戸籍證明書と共に修了を證明する学校長の證明書又は職業證書の寫を事業場に付す付けたければならない。

使用者は、児童の使用をやめるに至つて場合は、前項の證明書又は寫を、遅滞なく、児童に返還しなければならない。

### 三 法第六十條（年少者の労働時間及び休日）

第三十二條第二項、第二十六條及び第四十條の規定は、満十八歳に満たない者については、これを適用しない。

第五十六條第二項の規定によつて使用する児童

若労働基準法第九條第一項に規定する学校長の修了證明書又は卒業證明書の寫の提出を求めることが事実上困難なものについては当該事業場を管轄する労働基準監督署長は親権者又は後見人若しくはその者が外地にあつた當時の事情を知る者の客観的事実證明に基づき、その者につき義務教育の課程を修了したものであることを認定し、これを同規則第九條第一項に規定する学校長の修了證明書の寫に代えることができる取扱ひとしたから御諒知の上適用に遺憾なきを期されたい。（昭二三・四・一〇 基發五〇六號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より都道府縣労働基準局長宛）

1 問 法第六十條第三項に「他の日の労働時間を十時間まで延長することが出来る」とあるがこの「他の日」とは、他の日一日に限るものとして解して差支えないか。

答 法第六十條第三項の規定中の「他の日」は他の一日に限る趣旨ではない。

については、第三十二條第一項の労働時間は、修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十一條第一項の規定にかかわらず、満十五歳以上（第五十六條第一項但書に規定する満十四歳以上を含む。）で満十八歳に達しない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内で短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

### 法第三十二條（労働時間）

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない。

使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定

（昭二三・二・三 基費一六一號 労働省労働基準局長より受知労働基準局長宛）

2問 就学児童の新聞配達するものの休日労働に關しては、法第六十條第一項により禁止されているが、之が実施は種々の事由により困難を認められるが、如何に措置すべきや、何分御指示願いたい。

答 新聞配達従業員の労働は新聞配達とは認められたいから就学児童の新聞配達に従事するものは休日に労働させることは出来ない。従つて労働管理の改善又は受持区域の合併等適宜の處置をとらねられたい。

（二三・五・五 基收一五四一號 労働省労働基準局長より宮城労働基準局長宛）

3問 法第三十三條第三項「その他の公務員」とは嘱托、雇員（女子雇員或はタイピスト等を含む）を指し雇員は含まないものと解して差支ないか。

答 嘱托、雇員であつても單純な勞務に従事するものの外は公務員である。

をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日に於いて八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

#### 法第三十三條第一項

良形その他避けることのできない事由によつて臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官廳の許可を受けて、その必要の限度において前條又は第四十條の労働時間を延長することができる。但し、事態急迫のために行政官廳の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならぬ。

#### 法第三十三條第三項

公務のために臨時の必要がある場合においては第一項の規定にかかわらず、第八條第十六條の事業に従事する官吏、公吏その他公務員については、前條若しくは第四十條の労働時間を延長し、又は第三十五條の休日に労働させることができる。

(昭三・六・二五 基發一八二號 労働省労働基準局長より新潟労働基準局長宛)

事業運営上一休不可分の関係にあるもので単純な労働に雇用される者は、公務員ではない。

(昭三・五・一四 基發一〇二八號 労働省労働基準局長より長野労働基準局長宛)

4問 公務員であれば年少者でも時間外労働、休日労働、深夜業ができるか。

答 公務員であれば女子及び年少者についても法第三十三條第三項の規定は適用され、この場合には法第六十條及び同第六十一條の規定の適用も排除されるが法第六十二條(深夜業)第一項の規定の適用は排除されない。

なお、法第三十三條第一項の規定に該当する事由がある場合同條同項に規定する手続を経るときは、法第六十二條第四項により女子年少者についても深夜業をさせることができる。

(昭二三・六・一六 基發九六五號 労働省労働基

## 施行規則 第二十三條

使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、様式第十號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第三十二條の規定にかかわらず、使用することができぬ。

## 法第三十六條（時間外及休日の労働）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政府廳に届け出た場合においては、第三十二條若しくは第四十條の労働時間又は前條の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日と労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

準局長より所轄労働基準局長宛

## 5 問 労働基準法施行規則第二十三條の規定によ

り日直勤務の許可を受けた場合の満十八歳未満の者の日直は差支えないか。

答 實見の通りであるが、規則二十三條による

許可は満十八歳未満の者については、原則として行なふべきではない。

（昭二三・六・一六 政監七三三の一 労働省労働

基準局長より島根労働基準局長宛）

## 6 問 女子及び年少者については、法第三十六條

の規定による休日労働は適用ないにも拘わらず就業規則に毎日曜を休日と定めてある場合に同週中に繰替休日を與えることによつて休日たる日曜日に労働（又は日直）させることができると謂われる根拠如何。

答 就業規則において毎日曜日を休日とする原

則を定めても別に例えは蓄休日の如く使用者の一方的都合によつて已むを得ない客觀的事由のある場合は、その事由を就業規則に具體的にきめ、それを條件として休日を變更する

ことが出来たる如き官の規定を設けることは差支えない。

(昭二三・四・一八 基收一三九七號 労働者労働基準局長より労働婦人少年局長より滋賀労働基準局長宛)

7 問

法第五十六條第二項の規定によつて働く就学児童の休日の振替は修学日であつてもよいか。

答

法第五十六條第二項の規定により満十二歳以上満十五歳未満の児童を使用する使用者が法第六十條第二項の範囲内でその児童を修学時間のない日(通称日曜日)に労働させることは別に修学日に第三十五條の休日を與えておれば差支えない。

(昭二三・七・一五 基收一七九九号 労働省労働基準局長より鹿児島労働基準局長宛)

8 問

法第八條第四號の事業で機関車乗務員として養成するため現に使用している者の労働時間は法第七十條の規定によつて命令で定めるものであるが目下のところないが、同一目的の

法第七十條第二項

長期の教育を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するためには必要がある場合において、その教育方法、使用者の資格、契約期間、

労働時間及び賃金に関する規程は命令で定める。

法第七十二條

前一條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を與えなければならぬ。

技能養成規程 第三十五條

この命令施行の醫法第八條第四號の事業の使用若で、昭和二十二年四月一日現在において満十六歳以上満十八歳未満の者を機関車乗務員として養成するため現に使用している者が、その者を同一目的のため引続き使用せんとする場合は、昭和二十四年三月末日までこれを継続することができ

る。  
前項の使用若に対しては、この命令を準用する。

ためその者を従来通り使用する場合は（一）作業十時間以内（一日平均七時間三十分）技能養成規程第三十五條の規定により、昭和二十四年三月末日まで使用差支えないものと解するし、また、この場合法第七十二條の規定は適用されるものと解するが如何。

答

機関車乗務員として養成される満十六歳以

上満十八歳未満の者については、技能者養成規程第三十五條によつて昭和二十四年三月末日迄は同規程が準用されるが法第七十條第二項においても同規程において労働時間に関する規定について法と異つた別段の定をすることは認められてないから、法第六十條の規程は技能養成中の者であつても、当然適用せられるものである。従つて設例の如き勤務（一）作業十時間以内（一日平均七時間三十分）の法第三十四條に定める休憩時間を除いて法第六十條第三項の範囲を超えたる場合には違法である。又法第七十二條の規定は当然適用される。

#### 四 法第六十二條（深夜業）

使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する満十六歳以上の男子については、この限りでない。

労働に關する主務大臣は、必要であると認める場合に於いては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができ。

交替制によつて労働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第二項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

尚該監督養成規程の準用される結果同規程第三十二條の規定も準用されることに注意されたい。（昭二二・四・二三 基收二二〇九號 労働省労働基準局長より長野労働基準局長宛）

#### 1 問

十八歳に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間に於いて使用する事は禁じられてゐるが、例え夏季の場合でも許されるか、例えに通学中の従業員が午前中の通学の関係上、盛夏中は午前四時より就業させてくれと申出てもいけないか。（新聞配達に従事する学童について）

亦この場合行政官廳の許可を受けても許されぬか。

#### 答

法第六十二條第四項の場合を除く他満十八歳未満の者又は女子の深夜業は夏季といへども許されない。

（昭二二・二・二〇 基發三五六號 労働省労働基準局長より東京労働基準局長宛）

#### 2 問

製糸工場に於ける繅の乾燥は製糸業の一部

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八條第六號、第七號、第十三號、第十四號及び電話の事業については、それを適用しない。但し、第十四號の事業に使用される満十八歳に満たない者についてはその限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する兒童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

と見られるが、酷乾燥の業務は、季節的に酷暑の男女労働者を以て操業しており、作業の性質上、深夜業に互ること多く技能の点から今直ちに男子のみを使用することが甚だ困難の案情にあり、企業に相当の支障を來す現状であるから、これを法第八條第七號該事業として取扱つて差支をなさず。

答

機械を使用する乾燥の業務は法第八條第一項に該当するから女子の深夜業は認められない。

### 3 問

(昭二二・一二・二四 基發五四九號 労働省労働基準局長より宮城労働基準局長宛)

法第六十二條但書の規定により、満十六歳以上の男子を三交替勤務させる場合、これを正規により一回八時間づつ交替勤務させるときは、ただに通勤回数(鐵道職員は列車勤務の場合多し)を増すばかりでなく、深夜又は早朝時の交替を必要とし、殊に深夜交替の場合には列車の密度相となる關係上、總用に早く出勤して交替時刻を待期し、交替明けの者亦自

迄休業期間の減縮を餘儀なくされることとなり、関係職員をして徒に疲勞を増大させる結果となるので、当局としては法の精神に則り、これを保護の緩和するために第一日勤、第二日夜勤、第三日勤務明け非番の順序を繰返し、一週の勤務時間四十八時間、一勤務内における労働時間は法定の限度内において、所謂變則三交替制を実施したいと思ひますので御詮議の上何分措置を願ひたい。

答

法第六十二條第一項及第三項の規定に抵触しない限り差支えない。

(昭二三・三・二 基發三八九號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より運輸省鉄道總局職員局長宛)

4問

法第六十二條第五項の規定は、年少者の深夜労働時間につき制限をうくる児童の範圍を、

「法第五十六條第三項本文の規定により使用する児童」に限るか、この場合條項上、法第五十六條第二項但書の規定により使用する児童についても適用ありと解するが如何。

答

法第五十八條第二項但書の規定により使用する兒童については事業の性質上、法第六十二條第五項の規定は適用がない。

(昭二三・七・一 基發二二〇三號 労働省労働基準局長より香川労働基準局長宛)

5問

法第六十二條第四項の規定により「法第三十三條第一項の規定によつて、労働時間を延長する場合」には女子、年少者についても深夜労働が出来る。この場合、法第八條第十六號該当公務員についても行政官廳の許可の手續を要する趣旨なりや。

答

當見の通り。

(昭二三・七・一 基發二二〇三號 労働省労働基準局長より香川労働基準局長宛)

6問

左記の国策乗務員の乗務割制の勤務は交替制による勤務なりや。

記

一

乗務員は数組に分れ、各々所屬の組は晝間

勤務と深夜勤務とが重複しない様、なおまたその間に休日や訓練日(実勤務のない日)を

挿入して勤務が夜間に片寄らないよう調整している。

二 乗務員には一勤務終了後はこの勤務時間にほぼ等しい休養時間をとらせるのを原則としている。なお各々の組の成員は、数ヶ月を以て勤務の條件が片寄らないよう他の組に入れる。

三 乗務員には大体十日乃至十五日の乗務交替制を実施している。

答 労働基準法にいう交替制とは、同一労働者が一定期日ごとに昼間勤務と夜間勤務とに交替につく勤務の態様をいうものであるから質換の如き乗務制は交替制に該当する。

(昭二三・七・五 基發九七一號 労働者労働基準局長、労働者婦人少年局長より運輸省鐵道局職員局長宛)

7 問 法第六十二條第四項中電話の事業の解釋について

一 電話の事業とは立法の趣旨から電話交換の業務と解釋されるから一回において公衆通信

の用に供する電話の事業に使用されるものであつても電話交換の業務以外の業務に従事する者については深夜業は認められないと同時に他面において鐵道警察、鉱山新聞その他の事業における電話交換の業務に従事する者についても深夜業は認められるから了知されたい。

〔昭二三・五・七 基發六九七號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より郡道府縣労働基準局長宛〕

二 法第六十三條第四項の「電話の事業」は電話の建設保守は含まれない。（昭二三・七・二 基收一〇一一號 労働省労働基準局長より通信省労働局長宛）

三 深夜電話の交換に従事する女子又は年少者、交換業務に直接関係のない他の事務を處理せしめることは違法である。

（右 同）

8 同 法第四十一條に基き施行規則第三十四條によつて許可を受けた場合年少者は「有直勤務が

できるか。

答

法第四十一条に基き施行規則第三十四條によつて許可を得けた場合にも、法第六十二條の規定は適用せられるから、満十八歳に満たないものは宿直勤務は出来ない。

（昭二三・七・一五 基發九一六號 労働省労働基準局長宛より長野労働基準局長宛）

9問

法第六十二條第三項の交替制労働による年長者の三十分の深夜業は当然深夜業増を要すると解するが如何。

答

見解の通り。

（昭二三・四・九 基發第五七五號 労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長宛）

10問

昭和二十二年九月十三日労働省勞基第十七號「労働基準法の施行に關する件」中法第四十一條關係（五）に「本條によるものについても深夜業についての規定の適用はこれを排除しない」とあるも、第四章及び第六章中深夜業に關する規定は第六十二條のみを考へられ、本條は労働時間に関する規定と考へられ

るが如何。

答 「深夜業に関する規定」とは法第六十二條及び法第三十七條中深夜業に関する規定を含む趣旨である。

(昭二三・四・九四號)

11 国有鐵道の女子電信手に対する勞働基準法の適用について

標記の件については、五月一日より深夜業が禁止されることとなるが、該当者五百四十二名の補充については技術訓練の都合上、四月三十日の日子を要するので、四月三十日現在電信業務に従事中の女子が引續き使用される場合に限り五月一日より六十日間、法第六十二條の違反として取扱われないように致されたい。

(昭二三・五・一 基發六七四號 労働者労働基準局長、労働者婦人少年局長より都道府縣労働基準局長宛)

## 五 法第六十三條(危險有害業務の就業制限)

使用者は、満十八歳に満たない者は又は女子を

第四十九條の規定による危険を業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物を他の有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、著しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高圧若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八歳以上の女子に、これを準用することができる。

第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

#### 女子や少者労働基準規則 第十三條第一號

満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務の範囲は、次に掲げるものとする。

汽罐のふん火その他取扱の業務

#### 1 第一號関係

(一) 本號の汽罐とは、労働安全衛生規則第二百二十六條第一號及び第二號に該当するものにして、同第二百二十七條第一號乃至第三號

労働安全衛生規則 第二百二十六條

この命令で汽罐とは、第一號及び第二號に該当するものをいい、特殊汽罐とは、第三號乃至第五號に該当するものをいう。

一 密閉した容器で、専ら大気壓より高い壓力の蒸気を生ずる蒸気罐

二 密閉した容器で、その罐水の温度を上昇させて容器外に給湯する温水罐

労働安全衛生規則 第二百二十七條

女子年少者労働基準規則第十三條第二號

溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務

第三號

汽罐の据付工事の作業主任者の業務

の一に該当するものを除くものであること。  
本條各號の汽罐についても同様であること。

(一) ふん火その他取扱の業務とは汽罐の燃焼及び汽罐操作に附随する一さいの作業を指すものであること。但し、例えば汽罐室の石灰還敷に専従する者の如きは汽罐室に所屬する労働者と雖もこれに含まれないこと。

(昭二三・六・一〇) 基發八七四號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より都道府縣労働基準局長宛

2 第二號関係

(一) 溶接には、電弧溶接、ガス溶接、及び密閉を含むものとする。 (昭二三・六・一〇) 連群

3 第三號関係

(一) 本號の作業主任者は、汽罐の据付工事を業として行う場合(労働安全衛生規則第二百四十三條参照)又は事業場の直営工事として行う場合の何れについても適用があること。

(二) 汽罐据付工事を煉瓦積工事と配管工事とに分割して行う場合にはその何れについても

第四號

起重機運轉の業務

第五號

アセチレン溶接装置の作業主任者の業務

第六號

映寫機による上映操作の業務

第七號

火元責任者の業務

適用があること。

4 第四號関係

起重機とは、荷重を垂直及び水平に移動、電機する機能を有する機械をいい、單に垂直面を吊り上げ吊り下す装置又は水平面、傾斜面に沿うて運搬する機能のものは含まないこと。

（二三・六・一〇通則）

5 第五號関係

作業主任者とは、労働安全衛生規則第十條に定める溶接主任者といひ、溶接主任者の指揮を受けて溶接作業に従事する者は含まないこと。

（二三・六・一〇通則）

6 第六號関係

（一）上映操作とは観覽に供する目的で映寫機にフィルムをかけて取振る操作をいうこと。

（二）映寫機は標準型の外携帶用のものを含むこと。

（二三・六・一〇通則）

7 第七號関係

火元責任者とは、労働安全衛生規則第九條の規定による火元責任者をいうこと。

第八號

壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務

8 第八號関係

(二三・六・一〇通牒)

壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務とは、労働安全衛生規則第十條第三號の業務と同範圍であり、壓縮ガス及び液化ガス取締法令の適用を受けるがガス並に五馬力以上の原動機を用い常用壓力三キログラム毎平方センチメートル以上の壓縮ガスを製造する装置（蒸氣及び空氣については、これを除く。）について危険防止の事項を担当する者の業務をいう事。

(二三・六・一〇通牒)

第九號

危険物の取扱主任者の業務

9 第九號関係

危険物とは労働安全衛生規則第十條第四號に定める危険物と同範圍であり左表中に掲げる品目の適用數量以上をいうこと。

| 品名                     | 數量         |
|------------------------|------------|
| 硝酸酸素酸鹽類                | 五〇〇キログラム以上 |
| ニトロセルロース、<br>爆發性芳香族硝化物 | 一、〇〇〇      |
| セルロイド                  | 一、〇〇〇      |
| 硝酸カリ、硝酸ソーダ             | 四、〇〇〇      |

|                                          |        |         |
|------------------------------------------|--------|---------|
| 硫酸アンモニア                                  | 一〇、〇〇〇 | キログラム以上 |
| 黄りん                                      | 二〇〇    | キログラム以上 |
| 赤りん、硫化りん                                 | 五〇〇    | キログラム以上 |
| 全別ありらふ、全別ナトリウム                           | 三〇     | キログラム以上 |
| 無水りん酸、りん化カルシウム、カルベイド                     | 二、五〇〇  | キログラム以上 |
| 生石灰                                      | 六、〇〇〇  | キログラム以上 |
| 過酸ソーダ、過酸化カリ                              | 五〇〇    | キログラム以上 |
| 過酸化バリウム                                  | 一、〇〇〇  | キログラム以上 |
| マグネシウム粉                                  | 五〇     | キログラム以上 |
| アルミニウム粉、亜鉛粉、真ちゆう粉                        | 三、〇〇〇  | キログラム以上 |
| ニール、二硫化炭素                                | 五〇〇    | リフトル以上  |
| 第一種石油                                    | 一、〇〇〇  | リフトル以上  |
| メタノール、アセトン                               | 二、〇〇〇  | リフトル以上  |
| ベンゼン                                     | 二、〇〇〇  | リフトル以上  |
| トルエン、ソルベントナフサ、アルキール、キシロール、テレピン油、さく酸エステル類 | 三、〇〇〇  | リフトル以上  |
| 第二種石油                                    | 六、〇〇〇  | リフトル以上  |
| 第三種石油                                    | 二〇、〇〇〇 | リフトル以上  |
| タール類、クレオソート油                             | 三〇、〇〇〇 | リフトル以上  |

第十號

電上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十二米以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務

第十一號

溶融炉、金屬溶解炉又は電氣炉の作業主任者の業務

第十二號

植物油脂、動物油脂 五〇、〇〇〇リットル以上  
 炭酸、硫酸、無煙硝酸 一、〇〇〇〇リットル以上

前表中第一種石油とは、純度七百六十ミリメートルにおいて引火點が攝氏二十一度未満のもの、第二種石油とは攝氏二十一度以上七十度未満のものを、第三種石油とは攝氏七十度以上のものをいうこと。

(二二三・六・一〇通則)

10 第十號關係

(一) ガイデリックは、電上能力により適用し、マニットの高さには無關係とすること。

(二) コンクリートエレベータは、塔の高さにより適用し、ベケットの能力に拘らないこと。

(三) 作業主任者とは、その作業の指揮権を與えられた者をいうこと。(二二三・六・一〇通則)

11 第十一號關係

金屬溶解炉とは溶解金屬を造る炉の意であつて、金屬加熱炉等はこれに含まないこと。

(二二三・六・一〇通則)

12 第十二號關係

金屬の熱間壓延の作業主任者の業務

第十三號

三十馬力以上の原動機による制限壓力ニキログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の仕事主任者の業務

第十四號

乾燥室の作業主任者の業務

第十五號

積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運転の業務

第十三號關係

金屬の熱間壓延の作業とは金屬を加熱して、ロール機械によつて壓延をなす作業でロールガイドローを含まないこと。なお本作業にはロール機械の操作の外、加熱炉の操作を含む事

〇三・六・一〇通牒

第十四號關係

乾燥室とは、熱源を用いて乾燥加熱をするための区畫されたとき又はこれに準ずる設備をいい（労働安全衛生規則第百五十五條）乾燥用ロール機加熱用熱源等は、これに含まないこと。

〇三・六・一〇通牒

第十五號關係

（一）本號の適用を受けるエレベータは、その用途が人荷共用又は荷物用として使用され且つ、積載能力が構造上から常用二トン以

## 第十六號

動力による軌條運輸機關並びに乗合自動車及び  
積載能力二トン以上の貨物自動車の運転の業務

## 技能者養成規程 第三十五條

この命令施行の際法第八條第四號の事業の使用  
者で、昭和二十二年四月一日現在において滿十六  
歳以上滿十八歳未満の者を機関車乗務員として差  
込するため現に使用してゐる者が、その者を同一

上のものとする。

(一) 百貨店の客用エレベーターは含まないこ  
と。

(二) (一) に該当するものは、押ボタンで操  
作する自動式エレベーターを含むこと。

(三・六・一〇通牒)

## 16 第十六號關係(一)

(一) 動力によるとは、機械力によることをい  
い、牛馬等動物によるものを含まないこと。

(二) 運輸の業務とは運転手及び運転助手の作  
業をいい、国鐵に例をとれば機関士、機関士  
見習、機関助手及び機関助手見習を指すこと  
(三) 車掌その他の乗務員の作業は、これを含  
まないこと。

(三・六・一〇通牒)

## 17 第十六號關係(二)

1 機関助手として滿十六歳以上滿十八歳  
未満の者が機関車乗務員として乗車しており  
從來の規程に於ては機関助手は独立の職種と  
思われるが機関士又は機関助手の養成のため

目的のため引續き使用せんとする場合は、昭和二十四年三月末日までこれを引續きすることができる。

前項の使用若しに対しては、この命令を準用する。

#### 第十七條

使用者は、直接の指導、監視その他適切な防護の方法を定めた場合には、技能の習得を目的とする満十八歳に満たない者、女子及び未経験者を労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務中別表第三に指定する業務に就かせることが出来る。

前項の規定による防護の方法の基準は、別表第三による。

教育方法を定め認可を受けた場合には、技能者養成規程第三十五條の適用を受けるものと解するが如何。

2 技能者養成規程第三十五條の適用を準用することにより、同規程第三十一條が適用される。この場合同規程第十七條第二項別表第三中に女子年少者労働基準規則第十三條第一號及第十六號が含まれるや、又は除外されるものなりや。

#### 答

1 貴見の通り。尚技能者養成規程附則第三十五條において機関士乗務員として養成するため現に使用している者とは機関士見習、機関助士、機関助士見習及び庫内手をいう。

2 技能者養成規程第十七條第二項別表第三中に労働安全規則第四十四條第一號並に女子年少者労働基準規則第十三條第一號第十六號及第四十六號の業務が指定せられる規定である従つて同條第二項により防護の方法の基準も同表に定められることになるからそれによらねばならぬ。(昭三三・五・一八 基収一六二五号 労働省労働基準局長より長野労働局長宛)

### 第三 就業可能業務及び防護方法基準の表

(女子年少とは女子年少者)  
(労働基準規則の略称)

| 技 術                          | 第一<br>一(一)<br>一(二)<br>一(三)<br>一(四)<br>一(五)<br>一(六)<br>一(七)<br>一(八)<br>一(九)<br>一(十)<br>一(十一)<br>一(十二)<br>一(十三)<br>一(十四)<br>一(十五)<br>一(十六)<br>一(十七)<br>一(十八)<br>一(十九)<br>一(二十)                                                                                                                                                                                          | 第二<br>二(一)<br>二(二)<br>二(三)<br>二(四)<br>二(五)<br>二(六)<br>二(七)<br>二(八)<br>二(九)<br>二(十)<br>二(十一)<br>二(十二)<br>二(十三)<br>二(十四)<br>二(十五)<br>二(十六)<br>二(十七)<br>二(十八)<br>二(十九)<br>二(二十) |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就業を制限されている業務(組考規定)           | 女子年少<br>第十三<br>第十五<br>第十號                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 女子年少<br>第十三<br>第十五<br>第十號                                                                                                                                                    |
| 同上中技能習得者を就業させる<br>ことのできる業務   | ボーラー製造等強烈な騒音を發<br>する場所における職務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 水銀、砒素、黄りん、弗化水素<br>酸、鹽酸、硝酸、青酸、苛性ア<br>ルカリ、石炭酸その他これに準<br>ずる有害なものを取扱ふ業務                                                                                                          |
| 同上の指定業務就業について必<br>要な防護の方法の基準 | 一、作業の際一人につき作業場<br>の床面積を四平方メートル以<br>上とする。<br>二、同一室内において三人以上を<br>同時に作業させないこと。但<br>し労働者間の距離が十米以上<br>である場合はこの限りでない。<br>三、耳栓その他の保護具を使用<br>させること。<br>四、毒劇物はその毒性に應じ最<br>少限の量を指導者の監視の下<br>に使用させること。<br>五、この作業時間の合計が一日<br>につき一時間を超えないこと。<br>六、作業衣を使用させること。<br>七、作業後必ず手その他身體の<br>汚染された部分を十分に洗滌<br>すること。<br>八、マスク等の保護具を使用さ<br>せること。<br>九、作業終了後、手、顔等身體<br>の汚染された部分を十分に洗<br>おせること。 | 鉛、水銀、クロム、砒素、黄<br>りん、弗化水素、青酸、ア<br>ルカリ、その他これに準ずる有害<br>なものを取扱ふ場所における業務<br>銅けつりの作業                                                                                               |



| 二ノ四<br>染色工                                                       | 三ノ六<br>錫物工                                                                                         | 七ノ十<br>電気機組立                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 女子年少<br>第七十三條<br>七號<br>多量の低溫物體を取扱ふ業務及び<br>苦しく寒冷なる場所における業務        | 女子年少<br>第七十三條<br>第四號<br>土石、獸毛のせんあひ又は粉末を<br>著しく飛散する場所における業務<br>多量の高温物體を取扱ふ業務及び<br>著しく暑熱を感ずる場所における業務 | 女子年少<br>第七十三條<br>第十八號<br>高壓（特別高壓を含む）電線路及び<br>これに屬する電氣機械及び器具の<br>取扱の業務<br>第三十號<br>コイル、アルコイル、メタルアル<br>コイル、酸、アミタル、ベンゼン、<br>トルエン、ガソリン、二硫化炭素等<br>若しくはこれに準ずる引火性の物を取<br>扱ふ業務<br>第三十號<br>水銀、砒素、黄りん、弗化水素、<br>酸、鹽酸、硝酸、苛性、苛性、<br>アルカリ、石炭酸、その他これに<br>準ずる有害なものを取扱ふ業務<br>第二十號<br>鉛、水銀、クロム、砒素、黄<br>りん、弗素、鹽素、アールン |
| 寒冷の場所における手袋、手袋<br>の水漬の業務                                         | 型込及び仕上砂海の仕事<br>湯液、湯運び及び注湯の仕事                                                                       | 電氣機械組立調整の仕事<br>一、引火性溶剤を使用する絶縁<br>作業の掃除並装作業<br>二、トーチランプを使用する作<br>業<br>一、硫酸電池の取扱<br>二、コイル仕上（ペラフィン油）<br>三、水銀整流器の組立作業<br>一、硫酸電池の取扱<br>二、コイル仕上（ペラフィン油）                                                                                                                                                 |
| 手袋、足袋等の防護具を使用し<br>て、二時間以上の作業を禁ずる<br>こと。<br>マスク等の保護具を使用させる<br>こと。 | 一、足袋及びゴム裏草履又は麻<br>織草履を用い指導者の嚴重な<br>監視の下に作業させること。<br>二、作業時間の合計が一日二時<br>間を十二時間を超えないこと                | 第三種以上の電氣事業主任技術<br>者の直接の指導監視を要するこ<br>と。<br>指導者の監視を要すること<br>一、ゴム手袋、ゴム藁掛、地下<br>足袋、マスクその他の保護具<br>を使用させること。<br>二、指導員の直接指導監視を要<br>すること。<br>一、ゴム手袋、ゴム藁掛、地下<br>足袋、マスクその他の保護具<br>を使用させること。                                                                                                                 |

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                            | <p>通信機<br/>組立工<br/>八ノ十</p>                                                                                                                                                                                             |
| <p>第四十<br/>六號</p>                                          | <p>女子年少<br/>第十二條<br/>第十八號<br/>第三十<br/>五號</p>                                                                                                                                                                           |
| <p>多量の<br/>ガスを<br/>発生し<br/>る場所<br/>に於ける<br/>業務</p>         | <p>高圧（特別高圧を含む）電線路<br/>及びこれに属する電気機械及び<br/>器具の取扱の業務<br/>ニアルアルコール、エーテル、<br/>ベンゼン、トルエン、ガソリン、<br/>二硫化炭素若しくはこれに<br/>準ずる引火性の物を取扱う作業<br/>で発火の危険のある業務<br/>水銀、砒素、黄りん、亜鉛、水素<br/>酸、鹽酸、硝酸、苛性アルカリ、<br/>石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱ふ業務</p>   |
| <p>一、大型ハンダ鍋及びハンダご<br/>てを使用する作業<br/>二、塗料の焼付<br/>三、焼付け</p>   | <p>通信機組立調製の作業<br/>引火性溶剤を使用する絶縁作業<br/>持除、塗装作業<br/>一、硫酸電池の取扱<br/>二、真空管フィラメント附（エ<br/>テル）<br/>三、コイル仕上（パラフィン浴）<br/>一、硫酸電池の取扱<br/>二、真空管フィラメント附（エ<br/>テル）<br/>三、コイル仕上（パラフィン浴）<br/>一、大型ハンダ鍋及びハンダご<br/>てを使用する作業<br/>二、塗料の焼付</p> |
| <p>一、防熱手袋を使用させること<br/>二、作業時間の合計が一日二時<br/>間を十二時間を超えないこと</p> | <p>第三種以上の電気事業主任技術<br/>者の直接の指導監視を要すること。<br/>指導者の監視を要すること。<br/>一、ゴム手袋、ゴム前掛け、地下<br/>足袋、マスクその他の保護具<br/>を使用させること。<br/>二、指導員の直接指導監視を要<br/>すること。<br/>一、防熱手袋を使用させること<br/>二、作業時間の合計が一日二時<br/>間を十二時間を超えないこと</p>                  |

第十七號

動力による巻上機（電氣ホイスト及びニヤーホイストを除く）運搬機又は索道運轉の業務

第十八號

高壓を特別高壓を含む（電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務）

13 第十七號關係

- (一) 本號の巻上機とはライント、ホイスト等垂直に吊り上げ、つり下す機能を有する設備をいい、起重機の中に類別されるべきアルハモノタイオ等は第四號に含むものとする。
- (二) 運搬機とは、ベルトコンベヤー、ベケット、コンベヤー、エヤーコンベヤー等をいうこと。
- (三) 索道とは軌條索道又は架空索道をいうこと。
- （三・六・一〇通達）

19 第十八號關係

- (一) 高壓とは、直流にあつては、六〇〇ボルト、交流にあつては三〇〇ボルト以上であつて、三、五〇〇ボルトを超えないものをいい、特別高壓とは三、五〇〇ボルト以上の電壓をさういふ。

(二) 電線路とは、常態が活線路の状態であるものをいい、建設工事中の高壓送配線定規路等は、含まないこと。

(三) それに屬する電氣機械及び器具とは、前項の回路に接続されたものを意味し、變壓器

## 第十九號

運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導裝置の排除、注油、検査、修繕又は調整の業務

## 第二十號

天井走行起重機の玉掛け又は合図の業務

## 第二十一號

消費量が毎時百ガロン以上の液体燃焼装置の点火の業務

にあつては變壓機自体を含むものとする。

(四) 取扱の業務とは電線の点検、開閉、修繕、取換等を意味し、修繕工場における分解作業等は含まないものとする。

(二三・六・一〇通條)

## 20 第十九號關係

(一) 動力傳導裝置とは、ブリーシ、ベルト、ロープ、車軸、グライツ、軸承、キイ、カツプ、リング等を總称すること。

(二) 調整の業務とは、掛け外し、及び調整を含むものとする。

## 21 第二十號關係

(一) 天井走行起重機とは梁上に設備する軌條上を走行する起重機の意であつて、製鐵用起重機等を含むこと。

(二) 天井走行起重機にして地上より操縦する起重機もこれを含むこと。

## 22 第二十一號關係

液体燃焼装置とは、重油燃焼器、オイルバーナーを指し、消費量は燃焼器の容量によつて定める

## 第二十二號

動力による土木建築用機械又は鉛鉛荷扱用機械の運轉の業務

## 第二十三號

ゴム、エポナイト等粘性質のロール綴の業務

こと。

## 23 第二十二號關係

(一) 土木建築用機械とはガイデリック、コンクリート用エレベータ、コンクリート混合機、杭打機、空氣壓縮機、碎石機、道路ローダー機等それらの機械の主目的が土木又は建築施行用機械として造られたものを總称し、規模の大小に拘らないこと。但し、その他の丸のこ盤、ボール盤、ポンプ等の一般製造加工用機械を土木建築場で使用するものについては本條各號の基準によるものとする。

(二) 鉛鉛荷役用機械とは陸揚用機械、積込機械及びコンベヤー等荷役用機械として必要な機械の範圍とし、その規模に拘らず適用すること。

(二三・六・一〇通則)

## 24 第二十三號關係

本號はゴム、エポナイト等、加工物の性状が粘性の著しいものをロール機械について行う作業の範圍とし、ゴムを使用するものカレンダー、ゴム間引用ロール機等は、含まないものとする。

第二十四號

直徑二十五センチメートル以上の丸の盤（横  
びき用のものを除く）又は動輪が直徑七十五センチ  
メートル以上の盤の盤における木材の送給の  
装置

25 第二十四號關係（一）

問 労働安全衛生規則第四十六條第三號女子年  
少者労働基準規則第十三條第二十四號におけ  
る木材送給装置は天押（後押）作業のみなら  
ず端取（はしとり）作業をも含むものと解す  
るが如何。

答 端取（先手）作業は含まない趣旨である。

（昭二三・六・一〇）基取一八六〇號 労働省労働  
基準局長、労働省婦人少年局長より島根労働基準  
局長宛

26 第二十四號關係（二）

- （一） 本號の機械は木工用のものに限ること。
- （二） 製函用丸のこ等は本號に含まないこと。
- （三） 先手の作業は差し支えないこと。

（二三・六・一〇）通牒

27 第二十四號關係（三）

問 添付寫眞のような製函機（即ち製）が、大部  
分が木材で個々の事業場が作った丸のこ機も  
女子年少者労働基準規則第十三條第二十四號

（二三・六・一〇）通牒

の丸のと盤と解して就業調職しなければなら  
ないか。

答 製函用丸のこ機は該当しない。

(昭二三・六・二五 基職一九〇九號 勞働省勞働  
基準局長、勞働省婦人少年局長より山形勞働基準  
局長宛)

28 第二十四號關係(四)

問 六月十日付基職第八七四號通牒中女子年少  
者基準規則第十三條第二十四號の機械は木工  
用のものに限ることあるも木工用の中には製  
材用も含むと解して差支えなきや。  
製函用丸のこ等は本號に含まないこととあ  
るも製函用は、木工用の中に含まれるから木  
工用中製函用丸のこ盤は含まないと解して差  
支えなきや。

又製函用丸のこ盤等とは、製函用丸のこの  
如く丸のこ盤の直徑が製材の木工用丸のこ盤に  
比較して小にして、一定の小型木材を供給し  
て製函用品を製作する業務と解して差支とな  
きや。

答 1 貴見の通り。

2 前段は貴見の通り。

後段は製硫用丸のこの如く、反はつ及接觸の危険の少ないものを謂う。

(昭二三・八・六 基教二六八八號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より奈良労働基準局長宛)

29 第二十四號關係(五)

問 六月十日付基教第八七四號通牒中第三十一號關係は「材料を機械送り又は手送りにより連絡する業務」であつて「木工用カンナ機から送出される加工済みの木材を受取る業務」は含まないと解してよいか。

答 貴見の通り。

(昭二三・八・二八 基教一二五一號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より群馬労働基準局長宛)

30 第二十五號關係

(一) 壓機とはペーパープレス、フリクションプレス、パンチングマシン等を指すこと。

第二十五號  
動力によつて運轉する壓機の全型若しくは切断機の型部の調整又は掃除の業務

第二十六號

操車場構内における軌道車輛の入換、連結又は  
解放の業務

〇〇 切斷機とは切斷による切斷機の意味であること。

〇二〇 本號は型の取り付け調整及び掃除の業務を禁止する趣旨で、これ等の機械による加工作業に従事することは容れ支えないこと。

〇二三・六・一〇通牒

31 第二十六號關係(二)

問 規則第十三條二十六號の操作場とは如何なるものを云うか。

答 操作場とは、専ら列車の組成車輛の入替をする場所に限られ、普通の停車場における列車の入替、連結、解放の作業を行う場所は、操車場の概念には含まれない。

〇昭二三・一・一九 基發六一號の二 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より岡山労働基準局長宛

32 第二十六號關係(二)

連結手輦轡手及び豫備構内手に対する労働基準法の適用について

五月一日より施行される女子年少者労働基準

規則に關し、国有鐵道當局に於ては豫料でこれに即應する勞務配置の準備を進めつつあつたが所要豫算の折衝に相当の日子を要し四月二十二日に至つて漸く成案を得るに至つたので、同規則第十三條第二十六號の業務に従事する年少者については五月一日迄配置轉換と新規採用者の補充を終ることが時間的に不可能となり、この條規則を施行するときは、輸送行政上重大な支障を生ずることが發見されるに至つた。よつて本年四月三十日現在国有鐵道の操作場内工使用されている滿十八歳未満の連結手・轉轍手及び警備手内手が引續き使用されるときは、五月一日以降九十日間を限つて法律六十三條の違反として取扱はないように決定したので監督上取扱ひ誤りをきを明せられたい。

(昭二三・四・二八 基發六六四號 勞働省基準局長より都道府縣労働基準局長宛)

### 33 第二十六號關係(三)

本號は操車場構内における場合に限定し、指定、隣その他における類似の操作業務は含まないこ

第二十七號

軌道内であつて、すい道の内部見透距離四百メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における單獨の業務

と。

34 第二十七號關係(二)

問1 軌道内であつて、すい道の内部見透距離四百メートルの距離とは、入口より算定するのか。或はすい道の如何なる場所からも算定した見透し距離を意味するのか。

答 通行頻繁な場所とは一日往復何回位といふような実態制定上の基準があるか。

答1 規則第十三條第二十七號の規定は労働安全衛生規則第四十六條の第六號と同様、すい道の内部と見透距離四百メートルとは各別に解釈すべきである。即ち軌道内であれば、すい道の内部は見透距離の如何にかかわらず、すべて禁止される。次にカーブの場合等、同じく軌道内であつて、すい道内部でなくとも見透距離が四百メートル以内の場合は逃避困難なる危険として禁止される。

2 車輛の通行頻繁な場所とは一時間二往復程度を実情判定の基礎とされたい。

(昭三三・一・一九 基發六一號の一 労働省労働

(二三・六・一〇運輸)

局長、労働省婦人少年局長より山形労働基準  
局長宛

35 第二十七號關係(一)

(一) 歩道とは、地盤を横に貫通する通路を  
云ふこと。

(二) 車輛の通行頻繁とは車輛の通行回数が一  
時間につき四回以上の場合をいうこと。

(三) 本號における業務とは当該場所における  
線路工事、電力工平等の作業の意であつて、  
線路内に立ち入り又は横断する如きものは含  
まれない趣旨であること。單獨の業務には同  
一場所で数名が作業している場合でも、業務  
が獨立して為されるものはこれを含むものと  
すること。

(三三・六・一〇通牒)

36 第二十八號關係

本號は壓機又は鍛造用機械を蒸氣又は壓縮空  
氣によつて駆動し金屬の鍛造、切断、成型その  
他の加工を行う業務をいい、これ等の機械を運  
轉する作業及び加工品の取扱いの作業を含むも  
のとする。

(三三・六・一〇通牒)

第二十八號

蒸氣又は壓縮空氣による壓機又は鍛造機械を用  
いる金屬加工の業務

第二十九號

動力による打拔機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

第三十號

パイレン機を用いる鑄物の破棄の業務

第三十一號

木工用かんな機、單軸面取機を用いる業務

第三十二號

岩石鉱物の破砕機に材料を送給する業務

37 第二十九號關係

(一) 本號の「等」は打拔機(ベンチングマシン)切斷機(シャリングマシン)と同程度に危険性のある機械と解すること。

(二) 鋼板の厚さ八ミリメートル以上はそれらの機械の規模を判定する基準と解すること。

(二三・六・二〇通牒)

38 第三十號關係

本號は作業の性質上危険を伴うものであるから機械の能力に拘らず適用すること。

(二三・六・二〇通牒)

39 第三十一號關係

本號は木工用ブレード単軸面取機(スピンドルモノルダングマシン)に材料を機械送り又は手送りにより送給する業務と解すること。

(二三・六・二〇通牒)

40 第三十二號關係

本號の破砕機にはクラッシュ型(回転体により叩碎するもの)ローラーミル型(ローラーにより壓碎するもの)及び鋸機によるものを合

第三十三號

火薬、爆薬、火工品、酸素酸鹽類、過酸素鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険ある業務

むものとする。

41 第三十三號関係

本號中、火薬、爆薬、火工品は、純砲火薬類、成綿深令に定めたる火薬類の範圍とする。芳香族ニトロ化合物とは、ピクリン酸、トリニトロベンゾール等の類をいい、これに準ずる爆発性のものとは、硝酸ソーダ、硝酸バリウム、トリニトロキシロールその他本號に例示された物質しくはこれ等の物の混合物又は製品等で爆発性を有するものである。

爆発の危険ある業務とは、爆発性物質の製造工程又はこれを同じ、若しくは取扱作業の内容について客観的判斷により定めらるべきものであつて、これを取扱うすべての業務を包含する意ではないこと。例をば火薬類の取扱では混和、壓入、破砕、成形、篩分、乾燥等の作業は概ねこの範圍に屬し、被覆、包装、吹出、又は販賣上の取扱は概ねこの範圍に屬しないと解すると。

（三三・六・二〇）並條

第三十四號

カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カ  
バイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若し  
くはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を  
取扱う作業で発火の危険ある業務

第三十五號

エチルアルコール、メチルアルコール、エーテ  
ル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、ト  
ルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに  
準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険ある  
業務

42 第三十四號関係

本號のこれに準ずる発火性のものとは、硫化  
カルシウム、過酸化ナトリウム、その他本號に  
例示された物若しくはこれ等の物の混合物又は  
製品等で発火性を有するものであること。

発火の危険ある業務とは発火性物質の製造工  
程又はこれを用い若しくは取扱う作業の内容に  
ついて客観的判断により定められるべきもので  
あつて、これを取扱うすべての業務を包含する  
意ではないこと。例へば安全マツチの原料塗布、  
詰込、包装等とれを含まないと解すること。

(二三・六・一〇通牒)

43 第三十五號関係

本號のこれに準ずる引火性の物とは、アセト  
ン、エチルアルコール、ジルベントナフサその他本號  
に例示された物若しくはこれ等の物の混合物又は  
製品等で引火性を有するものをいい、引火の  
危険ある業務とは、引火性物質の製造工程又は  
これを用い若しくは取扱う作業の内容について  
客観的判断により、定められるべきものであつ

### 第三十六回

壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

### 第三十八回

鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、鹽素、毒酸、アモニウムその他にこれに準ずる有害なもの、ガス、蒸気若しくは粉じんを發散する場所における業務

### 44 第三十六回関係

て、これを取扱うすべての業務を包含する意ではないこと。例えは溶剤としてこれ等を多量に用いる作業は概ねこの範囲に属し、これ等の物を入れた瓶等の包装作業等は含まないと解すること。  
(二三・六・一〇通牒)

### 45 第三十八回関係

本回に壓縮ガス及び液化ガス取締法令の適用を受けるガス及び五馬力以上の原動機を用い、常用壓力三ヤロダラム毎平方センチメートル以上の壓縮ガスを製造する作業を含むこと。これ等を用いる業務の範囲は、これらのガスを用いて他の物質を製造する工程において直接取扱う場合を含み、壓縮空氣を用いて塗料の吹き付けを行う作業や溶接主任者の監督の下に壓縮酸素を用いてアセチレン溶接を行うときものは含まないものとすること。(二三・六・一〇通牒)

本回及労働安全衛生規則第四十八條(ラ)の有害物その他これに準ずる有害物の範囲及び之が取扱基準については同一に取扱はれる。後つ

て労働安全衛生規則に記載されて本號にない鹽酸、硝酸、亜硝酸、硫酸、二硫化炭素、ベンゼンも本號に含まれること。

1 本號の場所とは作業場の空氣がこれらの物質のガス、蒸氣又は粉じんを左の限度以上に含有する場所をいう。

鉛(一立方メートル中〇・五ミリグラム) 水銀(一立方メートル中〇・一ミリグラム) クロム(一立方メートル中〇・五ミリグラム) 砒素(一) 黄燐(二) 芥素(三) 鹽素(一) 鹽酸(一〇) 硝酸(四〇) 亞硝酸(一〇) 硫酸(一立方メートル中五グラム) 一酸化炭素(一〇〇) 二硫化炭素(一〇〇) 青酸(一〇) イソセア(一〇〇) アニリン(七)

單位は特記しないものについては一〇〇萬分の一單位とする。

2 その他これに準ずる有害物とは次のものをいう。

鎢の化合物、水銀の化合物(朱のような無害なものを除く) 燐化水素、砒素化合物(シアン化合物) クロム化合物、臭素、砒化水素、硫化水素、硝酸(酸化窒素類) アンモニア、フッ化

第三十九號

土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

第四十號

高さ五メートル以上の吊足場若しくは橋はりの上又はこれに準ずる高所における業務

ムアルデヒド、エーテル、鹽酸アミル、四氯化エタン、テレピン油、芳香炭及びその誘導體、高濃度の炭酸ガス

但し分量極少で衛生上有害でない場合はこれを含まない。

(昭二三・八・一二 基發一一七八號 労働省労働基準局長、労働者婦人少年局長より都道府縣労働基準局長宛)

46

第三十九號關係

(一) 本號の前段は露天堀、山道の開闢、大規模の切り取り作業等におけるごとく土石の崩壊又は転石の轉倒の危険のある範圍をいうこと。

(二) 後段はビルディングの根切りの作業、井戸の平掘り作業等作業面と周囲の地表との差が五メートル以上あつて、崩壊の危険がある場所と解すること。

47

第四十號關係

(二三・六・一〇 通牒)

本號の基準は高さ及び足元の安定度合の二條件から危険の基準を定めたもので、高さが五

女子年少者労働基準規則 第十五條

法第五十六條第二項の規定による児童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については異をないものとする。

一、公衆の娯樂を目的として曲馬又は輕わざを行ふ業務

メートル以上あつても吊足場の作業又は棒はり上作業に比較して、安全な業務は必ずしもこれに含むものではないこと。

48

(二三・六・一〇通群)

サーカス團において上演される娯樂も又は技藝種目に關する女子年少者労働基準規則第十三條四號及び第十五條第一號の解釋

(一) 種本上における曲馬

1 滿十五歳未満の者(義務教育を終了した滿十四歳以上の者を含む、以下同じ)については禁止する。

2 滿十五歳以上滿十八歳未満の者(義務教育を終了した滿十四歳以上の者を含む、以下同じ)及び女子については、五メートル以上の高所におけるこの種の演技は禁止されるが、安全ネットの設備がある場合においてのみネット上五メートル未満の高所におけるこの種の演技を認める。

(二) 演技者の肩を利用する技藝

1 滿十五歳未満の者については禁止する。

女子年少者労働基準規則 第十二條

法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとす。但し、満十八歳以上の女子については、機式第五號により、断続作業については四十キログラム、継続作業については三十キログラムを超えない範囲において労働基準局長の定める標準に基いて、所轄労働基準監督署長の許可をうけた場合は、この限りでない。

| 區分     | 断続労働    |         | 継続労働   |        |
|--------|---------|---------|--------|--------|
|        | 男       | 女       | 男      | 女      |
| 満十六歳未満 | 十五キログラム | 十二キログラム | 十キログラム | 八キログラム |
| 満十六歳以上 | 廿五キログラム | 十五キログラム |        |        |
| 満十八歳未満 | 三十キログラム | 二十キログラム |        |        |
| 満十八歳以上 | 三十キログラム | 二十キログラム |        |        |

① 上乗りを演ずる満十五歳以上満十八歳未満の者及び女子は五メートル以上の高所において演ずる者についてはこれを禁止する。  
 ② 肩にて物を運ぶ満十五歳以上満十八歳未満の者及び女子については、女子年少者労働基準規則第十二條の重量物取扱いに關する規定に触れないに限り、これを認める。

(三) 網渡り

① 満十五歳未満の者については、高さ二メートル未満であれば、特殊の器具を使用せず且つ普通の姿勢で網渡りする事を認める。  
 ② 満十五歳以上満十八歳未満の者及び女子についても高さ五メートル以上の網渡りは禁止する。

(四) 脚牌を利用する曲藝

① 満十五歳未満の者は禁止する。  
 ② 満十五歳以上満十八歳未満の者及び女子については、女子年少者労働基準規則第十二條の重量物取扱ひに關する規定に違反をぬ

よう、又危険物を取扱わないように注意せられたい。

(五) 自転車曲乗り

満十五歳以下の者については禁止する。

(六) 曲馬に関する技藝

満十五歳以下の者については禁止する。

(七) 集団を以つて表演するピラミッド曲藝

1 満十五歳未満のものは高さが二メートル未満であれば、他人を自分の肩にのせない限り他人の肩の上に立つことを認める。

2 満十五歳以上満十八歳未満の者及び女子については、五メートル未満の高所で、且つ女子年少者労働基準規則第十二條の重量物取扱いに関する規定に違反せぬ限りこれを認める。

(八) 技藝者單獨に行ふ獨立した技藝

満十五歳未満の者については禁止する。

但し、アクロバット以外の、舞踊は差し支えない。

児童福祉法 第三十四條第一項第三號

何人も左の各號に掲げる行爲をしてならない。

三、公衆の娯樂を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行爲

(九) オートバイ又は自転車の特種なる曲乗り

満十五歳未満の者については禁止する。

備考 以上に掲げるもの以外の娯樂については、も女子年少者労働基準規則に基づく危険有害業務に該当するものは禁止されるから注意されたい。

(附二三・五・一 基發六七八號 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より都道府県労働基準局長宛)

49問 五月一日附基發第六七八號の通牒中(三)

の網渡りの1、及び(七)の乗馬をもつて表現するピラミット曲藝の1については、満十五歳以下の児童の使用を認めているが、これは女子年少者労働基準規則第十五條第一項に反すると解釈されるが如何。

答 五月一日附基發第六七八號「現行サーカス

團上演藝業又は技藝種目について」中(三)の網渡りの1及び(七)の乗馬をもつて表現するピラミット曲藝の1は、女子年少者労働基準規則第十五條第一項に所謂「曲馬又は軽

「さを行ふ業務」には入らない趣旨である。

なお児童福祉法第三十四條第一項第三號に關する厚生省の解釈もこれと同様であるから念のため。

(昭二三・七・一三 基發一九六四號 勞働省勞働

基準局長、勞働省婦人少年局長より福島労働基準

局長宛)

#### 50問

五月一日附基發第六七八號通牒中(三)及

び(七)については一定の條件を具備した場合に限り、満十五歳未満のものについては使用が認められるが、現行サカスの業態上中途退学或は未就学のものであり、従つて学校長の就学に差支えない證明を求めることは事実上不可能であるが、かかる場合法第五十六條第二項の許可はあたえられないか。

#### 答

五月一日附基發第六七八號の通牒により満

十五歳未満(満十四歳以上で義務教育を終了

したものを除く)の者に就業を認めた種目に

ついて、就業許可申請書に親権者又は後見

人の同意及び学校長の就学に差支えない旨の

第四十一號

丸太足場の組立又は解体の業務但し、地上における補助作業を除く。

第四十二號

直径三十五センチメートル以上の伐木の業務

第四十三號

木馬道、作ら又は修築等による木材搬出の業務

證明がなければ法第五十六條第二項の許可を得ない。

(昭二三・八・二 基發二七一七號の一 労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長より新潟労働基準局長宛)

51 第四十一號關係

本號の丸太足場の組立又は解体の作業は、足場が不安定な状態にあつて、且つ、重量物の取扱いを伴うから、その高さに拘らず地上の補助作業以外はこれを禁止する趣旨であること。

(二三・六・一〇通牒)

52 第四十二號關係

本號は、原木の寸法が目通三十五センチメートル以上の伐木作業を指すこと。

(二三・六・一〇通牒)

53 第四十三號關係(一)

(一) 木馬道による木材搬出は、そのとう配、木馬(又はそり)の穴の大きさ等に拘らず禁止すること。

(二) 修ら、土場における蓋積み、束道による

第四十四號

土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

揮散、又は管流及び所謂微噴流し等の作業は  
禁止すること。

〇〇〇 逆流しは、差支えないこと。

(二三・六・一〇 直轄)

54 第四十三號關係(一)

問 六月十日附基第八七四號通牒中第四十三號  
關係(一)の土場における「益積み」の作業とは  
いかなることをいうか。

答 土場にあふる「益積み」の作業とは特殊な  
集積方法を指すのではなく、集積方法の種類  
に拘はらず土場に材木を積みかさねる作業を  
いう。

(略二二・八・二 基發二一九〇号の一 労働省労働基準局長、労働者婦人少年局長より長野労働基準局長宛)

55 第四十四號關係

(一) 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく  
飛散する場所とは、植物性(綿、糸、麻、  
木炭等)動物性(毛、骨粉等)鉱物性(土石、  
金屑等)の粉じんを作業する場所の空氣一立

#### 第四十五號

ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

#### 第四十六號

多量の高温物体を取扱う業務及び著しく暑熱な

方センチメートル中に粒子数一、〇〇〇個以上又は一立方メートル中一五ミリグラム以上を含む場所をいう。

56 第四十五號關係  
(一) 特に遊離砒石五十%以上を含有する機じんにつてはその作業する場所の空氣一立方センチメートル中に粒子数七〇〇個以上又は一立方メートル中一〇ミリグラム以上を含む場所をいう。  
(二三・八・一二通稱)

(一) その他の有害放射線とは紫外線、可視光線、紫外線等であつて強烈なもの及びラジウム以外の放射能物質例えはウランウム、トリウム等よりの放射線をいう。

(二) 従つて本號にいう業務とはラジウム放射線、エックス線、紫外線を用いる医療、検査の業務、可視光線を用いる映寫室内の業務、金屬土石溶融炉内の監視の業務等

(二三・八・一二通稱)

57

#### 第四十六號關係

(一) 高温物体を取扱う業務とは、溶融又は灼

場所における業務

第四十七號

多量の低溫物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

熱せる食物、煮沸されている液体等攝氏百度以上のものを取扱う業務をいう。

(一) 著しく暑熱な場所とは、労働者の作業する場所が乾球溫度攝氏四十度、濕球溫度攝氏三二・五度、黒球輻射計示度攝氏五十度又は感覺溫度攝氏三二・五度以上の場所をいう。

(二三・八・一二通條)

58

第四十七號關係

(一) 低溫物体を取扱う業務とは、液体空氣、ドライアイスなどが皮膚にふれ又はふれらるゝそれのある業務をいう。

(二) 著しく寒冷な場所とは乾球溫度攝氏零下十度以下の場所をいう。空氣の流動ある作業場では氣流一秒当り一米を加ふる毎に乾球溫度攝氏三度の低下あるものとして計算する。

(三) 冷蔵倉庫業、製氷業、冷凍食品製造業における冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部における業務等が本號に該当する。

(二三・八・一二通條)

異常氣壓下に於ける業務

第四十九號

さく岩機、鉄打機等の使用によつて身体に著しい振動を與ふる業務

第五十號

ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務

第五十二號

酒類醸造の業務

(一) 異常氣壓下における業務とは高氣壓下又は低氣壓下における業務をいう。

(二) 高氣壓下における業務とは高壓室内の業務、潜水服を着用してなす水中作業等をいう。海女の業務はこれを含まない。

(三) 低氣壓下における業務とは海拔三、〇〇〇米以上の高山等における業務等をいう。

(二三・八・一二通群)

60 第四十九號關係

(一) 輻程七十里メートル以下及び重量二千ログラム以下の鉄打機はこれ含をまない。  
(二) 前號以外のさく岩機、鉄打機等を使用する業務はすべて本號に該當する。

(二三・八・一二通群)

61 第五十號關係

強烈な騒音を發する場所とは作業場に一〇〇デシベル以上の騒音ある場所をいう。

(二三・八・一二通群)

62 第五十二號關係

酒類醸造の業務とは、アルコール飲料製造の

第五十三號

焼却、清掃又はと殺の業務

第五十四號

監獄又は精神病院における業務

現業に携わるものをいう。

(二二・一一・一一通則)

63 第五十三號關係

「焼却の業務」とは塵芥焼却、死体火葬等の業務であり、「清掃の業務」とは糞尿汲取、塵芥蒐集などいわゆる汚物處理の業務をいうこと

(二二・一一・一一通則)

64 第五十四號關係

「精神病院における業務」とは精神病院内において精神病患者に接するおそれのある業務を總稱するが、保健婦、看護婦、助産婦令に基いて厚生大臣が保健婦又は看護婦の養成所として指定した施設内において養成中のものには、それが精神病院に附設されたものであつても、その特殊性に鑑み、同號違反として取り扱わないよう處理せられたい。

(昭二三・三・二 基發三九〇號 労働省労働基準

局長、労働省婦人少年局長より都道府縣労働基準

局長宛)

第五十六號

65 第五十六號關係

特殊の遊興的接客業における業務。但し、昭和二十四年三月末日までは満十六歳以上の者を除く

危険有害業就業制限による配置轉換要領

「特殊の遊興的接客業における業務」とはカフェー、バー、ダンスホール及びこれに準ずる場所において客に接する業務をいうこと。

(昭二二・一一・一一通牒)

66 危険有害等の就業制限に伴う配置轉換の実施

について

(一) 年少労働者で来る五月一日からその職場を配置轉換する必要がある者については都道府県労働基準局と監督署は配置轉換が極力同一事業場内で行われるよう努めさせると共に同一事業場内で轉換不可能な場合も事情の許す限り同一経営体内の他の事業に轉換させるよう圖ること。

(二) やむを得ず関係の新たな事業に轉換することを余儀なくされる者については、公共職業安定所、労働基準監督署その他関係機関と協力し具体的な措置方法を講ずる等できる限りの手段を盡して年少者の離職を極力防止するよう努めた上で、初めて配置轉換を行うものとし、これを簡単な事務的動作に終ら

しむることのないよう、使用者側を指導すること。なお公共職業安定所は予め年少者に対する求人の状況を明かにし、配置轉換を必要とする年少労働者の就職あつ旋の円滑を期すること。

(三) 就業制限の結果前各項の措置によつても当面やむを得ず離職又は、失業を生じた場合には、都道府県職業関係の部課は失業保険法、生活保護法適用のあつ旋及び職業指導、職業指導等を行うとともに爾後引續きその就職あつ旋を行うものとし、その雇用安定に萬全の措置を講ずること。

(四) 配置轉換に関する具体的な計畫の樹立及び実施に際しては、都道府県労働基準局と監督署及び都道府県の職業関係の部課は、次の事項を充分に配慮して関係者を指導する事。

1 配置轉換により、なるべく賃金その他の労働條件の低下をきたさないように努める事  
2 適性希望職種等について充分考慮し、作業条件等についても、過去において既得した

### 失業保險法 第一條（法律の目的）

失業保險は、被保險者が失業した場合に、失業保險金を支給して、その生活の安定を圖ることを目的とする。

### 第三條（失業の意義）

この法律で失業とは、被保險者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、被保險者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

知識経験技術を生かすよう考慮すること。  
8 新たに未経験業務に配置轉換した者に必要  
な技能の習得についても極力便宜を興える  
よう考慮すること。

4 新たに就業した事業内の環境は、なるべく  
年少労働者の特殊性に應ずるものであるよ  
う考慮し、配置轉換により年少労働者の勞  
働意欲を低下させ、或は、生活態度に悪影  
響を及ぼすことのないよう留意すること。

（三）四・三〇通則）

第六條（當然被保險者）

左の各號に規定する事務所に雇用される者は、失業保險の被保險者とする。

一 左に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの。

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包裝、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の製造の事業  
(ロ) 電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。

(ハ) 鋳業、砂鋳業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業

(ニ) 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(ホ) 船きき、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ヘ) 物品の販賣、配給、保管又は貸貸の事業

(ヘ) 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

(ト) 焼却、清掃又はと殺の事業

二、法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの

三、前各號に該当しない官公署

第八條（任意抱括保險者）

第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、その事業所に雇用される従業員を包括して、失業保險の被保險者とすることが出来る。

前項の認可を申請するには被保險者となるべき者の二分の一以上の同意を得なければならない。被保險者となるべき者の二分の一以上が希望するときは、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

第一項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員は失業保險被保險者とする。

第十一條（被保險者資格の取得）

第六條又は第八條の規定によつて被保險者となるべき者は、その事業所に雇用されるに至つた日、当該事業所が第六條の規定に該当するに至つた日又は前條但書の規定に該当するに至つた日から、

その資格を取得する。

第十五條（受給要件）

被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間に通算して六箇月以上被保険者であつたときは、保険給付として、失業保険金を支給する。

前項の規定によつて失業保険金の支給を受けることができる者が第十八條に規定する一年の期間内に再び就職した後離職した場合においては、前項の規定に該当しないときでも、前の資格に基く失業保険金の支給を受けることができる。

第十六條

前條の規定に該当する者（以下受給資格者という。）が、失業保険金の支給を受けるには、離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならぬ。

第十七條第一項本文（給付額）

失業保険金は、被保険者の離職した月前において、被保険者期間として計算された最後の月及びその前月（月の末日において離職し、その月が被

保険者期間として計算される場合は、その月及びその月前において被保険者期間として計算された最後の月）に支拂はれた賃金の総額をその期間の総日数で除した額によつて算定する。

#### 第十八條（受給期間）

失業保険の支給を受ける期間は、受給資格者が第十五條第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日の翌日から起算して、一年間とする。

前項の期間内において、受給資格者が再び就職し、あらたに第十五條第一項の規定に該当するに至つた後離職したときは、前項の期間は、その離職の日から、あらたにこれを起算するものとする。

この法律は生活の保護を要する状態にある者の生活を国が差別納税は優先的な取扱をなすことなく平等に保護して、社会の福祉を増進することを目的とする。

## 第二條

左の各號の一に該当する者には、この法律による保護はこれをなさない。

一、能力があるにもかかわらず、勤勞の意思のない者、勤勞を怠る者、その他生計の維持に努めない者

二、素行不良なるもの

## 第十條

保護は生活に必要な限度を超えることができない。

## 第十一條

保護の種類は左の通りである。

一、生活扶助

二、医療

三、助産

四、生産扶助

## 五、葬祭扶助

前項各號の保護の程度及び方法は勅令でこれを定める。

## 第十二條

市町村長は必要と認めるときは、保護を受ける者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し又は私人の家庭若しくは適當な施設に收容を委託することができる。

## 六 法第六十七條（生理休暇）

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。前項の業務の範圍は、命令で定める。

## 法第三十九條第一項

使用者は、一年間繼續勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、繼續し、又は分割した六労働日の有給休暇を與へなければならぬ。

## 1 問 1 法第六十七條の生理休暇中の賃金は契約、

協約又は就業規則で定めるところによつて支給して差支えないものと解してよいか。

2 法第六十七條の生理休暇の日数は法第三十九條第一項の出勤日数其の他出勤日数の計算において出勤日と計算すべきものと解するが如何。

## 答 1 賃金の通り。

2 法第六十七條の規定によつて生理休暇として休業した期間を法第三十九條第一項の

出勤日数の計算において出勤したものとが  
なすか否かは、当事者の自由である。

(昭二三・六・一一 基収一八九八號 労働者勞  
働基準局長より長野労働基準局長宛)

## 2 問1 生理休暇を一日或は三日と就業規則で限定

することは如何、法文上は日数の限定はな  
いが、社会觀念上妥当と認められる日数に  
制限することは差支えないと思ふが客観的  
に妥当と認められる日数は何程なりや。

2 「生理日の就業が著しく困難」という就業  
困難の舉證責任は女子労働者にあると思ふ  
が如何。

而してこの場合にその舉證について客観  
的な妥当性例えは、医師の診断書を欠く場  
合に於て使用者はこれを担否し得るか。

## 答1 生理日の長短及びその難易は各人によつて

異なるものであり、女子労働者すべてに妥当  
する客観的な一般基準は定められない。尚  
就業規則その他により生理休暇の日数を限  
定することは許されない。但し有給の生理

休暇の日数を定めておくことは、それ以上  
休暇を與えることが明かにされておれば差  
支ない。

2 生理休暇は、生理日の就業が著しく困難な  
女子労働者が請求した場合に與えるべきも  
のであるが、その手續を複雑にすると、こ  
の制度の趣旨が抹殺されることになるから  
原則として特別の證明がなくても女子労働  
者の請求があつた場合にはこれを與えるこ  
とにし、特に證明を求める必要が認められ  
る場合であつても、右の趣旨に鑑み、医師  
の診断書の様な厳格な證明を求めることな  
く、一應事実を推斷せしめるに足れば十分  
であるから、例えば同僚の證言程度の簡單  
なる證明によらしめるよう指導されたい。

(昭二三・五・五 基發六八二號 労働省労働基  
準局長より山口労働基準局長宛)

## 七 労働基準法中年少者に關する規定の適用期日 について

労働基準法中年少者に關する規定の適用期日に  
ついて

1 昭和二十三年三月一日から適用されるもの  
年少者の労働時間及休日（法第六十條）

2 昭和二十三年五月一日から適用されるもの

（イ）年少者の年令證明書（法第五十七條第一項）

（ロ）昭和二十二年十一月一日現在で満十二歳以上の児童の使用者が引續きその者を使用する場合の使用許可證明書（法第五十六條第二項）

（備考）昭和二十二年十一月一日以後の新規採用者については現在すでに使用許可證明書が必要である。

（ハ）義務教育の課程を修了した満十四歳以上満十五歳未満の者を使用する場合の義務教育の終了を證明する学校長の證明書又は卒業證書の寫（女子年少者労働基準規則第九條）

（ニ）深夜業の禁止（法第六十一條）

（ホ）危険有害業務の就業制限（法第六十二條）

8 昭和二十三年九月一日から適用されるもの

## 八 法第六十三條關係 追録

女子年少者労働基準規則 第十三條

### 第三十七號

水銀、硫素、亜りん、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、  
青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる  
有害なものを取扱う業務

昭和二十三年九月一日現在で滿十六歳以上  
の男子を使用する使用者が引続きその者を使  
用する場合における坑内労働の禁止（法第六  
十四條）

4

昭和二十四年四月一日より適用されるもの

特殊の遊藝的接客業における滿十六歳以上滿  
十八歳未満の者の就業制限（女子年少者労働基  
準規則第十三條第五十六號）

（昭二三・三・五 基發四二二號 労働省労働基準

局長、労働省婦人少年局長より都道府縣基準局長

宛）

## 1 第三十七號關係

1 本號の業務は、これらのものが直接人体に  
接觸し又は接觸し易い業務をいう。

2 従つてこれらのものを製造工程等で直接取  
扱う業務は概ねこの範圍に属し、これらのも  
のを入れた瓶などの包装等の業務はこの範圍  
に属さない。

（昭二三・一〇・一 基發二四五六号 労働省労働

第五十一號

病原体によつて汚染のおそれの著しい業務、但し、保健婦看護婦助産婦令により免許を受けた者及び養成中の者を除く。

基準局、労働省婦子少年局長より都道府県労働基準局長宛

2 第五十一號関係

患者の検診及看護等の業務、動物又はその屍体、獸毛、皮革その他動物性のもの及びばらその他古物を取扱う業務、温潤地における業務、傳染病發生地域における防疫等の業務をいう。

(右 同)



不  
計  
費  
製

昭和二十三年十月十八日印刷  
昭和二十三年十月二十日發行

勞働基準法中年少者關係解釋例説

價 一〇〇圓

編著者

勞働省婦人少年局  
年 少 勞 働 課

発行者

東京都千代田區飯田町一ノ六  
大 井 徳 三

印刷者

東京都板橋區板橋町八ノ元三  
中 村 柳

印刷所

東京都板橋區板橋町八ノ元三  
新堀印刷製本株式会社

発行所

株式会社

東洋書館

東京都千代田區飯田町一ノ六  
金員番号八二一〇〇二七  
電話九段四四三二号 四八五五

勞働省婦人少年局福利職員室